

オランダ 判例速報 7/8 月号

【Works council ・ 会社法】

事業者が事業評議会に助言権行使の機会を与えることなく監査役選任基準の変更を決定したとして、事業評議会が裁判所に当該決定の取り消しを事業者に対して命じるよう求めた事例
(アムステルダム高裁商事部 2018 年 11 月 15 日決定¹)

<ポイント解説>

- 本件では、事業者が事業評議会（*ondernemingsraad*、works council、以下「事業評議会」といいます。）に助言権を行使させることなく監査役選任基準変更を決定したとして、事業評議会が裁判所に、当該決定の取り消し等を事業者に命じるよう裁判所に申立てを行いました（申立ては棄却されました）。
- 事業評議会に関する法律によりますと、事業者は、事業組織又は事業内の権限割当に関する重大な変更に係る決定について、事業評議会に助言を行う機会を与える義務を負います²。過去の判例によると、監査役会（*raad van commissarissen*、*supervisory board*、以下「監査役会」といいます。）の役員の選任に関する事業評議会の権利の変更も、ここにいう「事業組織又は事業内の権限割当に関する重大な変更」に該当します³。但し、本件では、そもそも事業者において監査役役員選任に関する事業評議会の権利変更を決定していないとして、この点は問題となりませんでした。
- 事業評議会が事業者（会社）を相手取って申し立てる手続きの例として、ご紹介いたします。

<事実の概要>

- O 社（以下「O 社」といいます。）は、世界中でガラス瓶を製造する国際的企業 O グループ（以下「O グループ」といいます。）に属するオランダ法人である。O 社は、オランダ国内では、マーストリヒト及びレールダムに工場を有し、且つロッテルダム近郊のスヒーダムに本店を構えている。O 社の取締役（*bestuurder*、以下「取締役」といいます。）は、A 氏である。
- 2006 年より、O 社は、民法典第 2 巻第 262 条以下にいう大規模会社制度（*volledige structuurregime*）の適用を受けている。また、O 社の定款第 14 条は、監査役会について、次のように規定している：
 1. 会社は、少なくとも 3 人以上の自然人から構成される監査役会を有する。
 2. 監査役会は、会社の性質、業務内容、及び監査役人が持つべき専門性並びに経歴を考慮の上、監査役会の規模及び構成についての基準を作成する。監査役会は、当該基準を作成する際には、株主総会及び事業評議会と協議しなければならない。当該基準の変更時も同様とする。
 3. 監査役は、監査役会の指名に基づき、株主総会により選任される（…）。監査役会は、監査役候補者の指名に関する情報を、株主総会及び評議会に同時に提供する。指名には、理由が付される。

¹ Gerechthof Amsterdam, 15 november 2018, ECLI:NL:GHAMS:2018:4198

² Art. 25 lid 1 WOR.

³ HR 26 januari 1994, ECLI:NL:PHR:1994:AD2032.

4. 株主総会及び事業評議会は、民法典第 2 巻第 268 条第 5 項の規定に従い、監査人として指名されるべき人物を監査役会へ推薦できる。
5. 監査役会の 3 分の 1 の役員に関しては、事業評議会の推薦に基づき監査役会において指名した人物でなくてはならない。但し、監査役会が、次の事項が予想されることを理由に異議を申し立てる場合はこの限りではない：
 - － 評議会により推薦された人物は監査役人としてふさわしくないこと；又は
 - － 監査役会の構成が適切ではなくなること（…）。
- 2008 年 6 月 5 日、監査役会は、事業評議会と協議のうえ、定款第 14 条第 2 項の規定に基づき、次の基準（以下「本件基準」といいます。）を作成した：

「監査役会の各役員は、次の特徴を有しなくてはならない：
（…）実務及び技術的な経歴から判断して、ガラス及びそれに類似する素材の製造全般に関して高い親和性及び十分な経験を有すること」。
- 2018 年 3 月 8 日まで、O 社の監査役会は、B 氏、C 氏及び D 氏により構成されていた。このうち D 氏は、O 社定款第 14 条第 5 項にいう事業評議会の特別な推薦権を考慮した上で監査役に選任された者であった。また、B 氏は、O グループのフランス法人の財務担当取締役であった。さらに、C 氏は、O グループの販売会社（オランダ法人）の取締役であった。そして、D 氏は、O グループの欧州統括会社（オランダ法人、以下「欧州統括会社」といいます。）の財務担当取締役であった。
- 2018 年 3 月 8 日、C 氏が監査役の地位から辞任した。
- 2018 年 4 月 13 日、O 社の株主総会は、2018 年 6 月 1 日付で E 氏を監査役に選任する決議を採択した。E 氏は、欧州統括会社の財務担当取締役であった。
- 2018 年 6 月 19 日、事業評議会は、A 氏、B 氏及び D 氏に対して次の電子メールを送信した：

「我々は、監査役の C 氏が辞任したと理解している。（…）理由をご説明願いたい。事業評議会は、貴殿に対して、（…）のため、この問題への対応を要請する。はっきり申し上げておくが、我々は我々が有する監査役推薦権を行使するものではない。誰が新しい監査役になるのかお聞かせ願いたい。また、我々は、新監査役の履歴書の受領も希望する。」
- 2018 年 6 月 19 日、O 社取締役の A 氏は、事業評議会に対して次の電子メールを送信した：

「ご存知の通り、（O グループにより選任された）C 氏は O 社の監査役会役員を辞任し、2018 年 6 月 1 日付けで E 氏がその後任に選任された。」
- 2018 年 7 月 17 日、事業評議会は、アムステルダム高等裁判所商事部に、次の申立てを行った：
 - (1) 合理的見地からして O 社は決して「O 社の監査役に選任される人物は、O グループ内で勤務する者でなければならない」と決定することはできなかったこと（にもかかわらずこれを決定してしまったこと）を確認すること；及び
 - (2) 保全措置として、O 社に対して前述の決定を取り下げるよう命じること、及び監査役会全役員を新たに選任することにより前述の決定の効果を取消すことを命じること。
- 2018 年 8 月 12 日、事業評議会は、上記申立て（2）を次のように変更した：
 - (2) O 社に対して前述の決定を取り下げるよう命じること、及び「O 社グループ内で勤務する者でなくてはならない」という条件をつけることなく監査役 1 名を選任することにより前述の決定の効果を取消すことを命じること。
- 2018 年 8 月 30 日、O 社の株主総会は株主総会決議を採決し、E 氏監査役選任に関する同年 4 月 13 日付け株主総会決議の内容を確認した。
- 2018 年 10 月 12 日、O 社は、アムス高等裁判所に答弁書を提出し、事業評議会の申立てを棄却するよう求めた。
- 2018 年 10 月 18 日、アムス高等裁判所にて審問が行われた。

<判旨>

（…）

- 3.1 事業評議会は、その申立ての根拠として、E 氏の選任により O 社が過去のある時点に「O 社の監査役に選任される人物は、O グループ内で勤務している者でなければならない」という決定を行ったことが明白になったと主張する。また、当該主張を裏付ける事実として、2007 年以降、O 社の監査役には O グループに勤務している者が選任されていることを挙げる。また、それは、C 氏が O グループを離れたことに伴い E 氏がその後任に選任されたという事実からも明らかであるとする。そして、事業評議会は、本件基準が実質的には O グループ内で勤務してい

る者だけを監査役に選任するためのものであると主張する。過去には、事業評議会が推薦した O グループと無関係の候補者は、ガラス製造に関する親和性及び経験がないという理由で指名拒否されている。

- 3.2 事業評議会は、「O 社の監査役に選任される人物は、O グループ内で勤務している者でなければならない」という決定が、事業評議会に関する法律 (*Wet op de ondernemingsraden*) の第 25 条第 1 項第 e 号にいう事業組織又は事業内の権限割当に関する重大な変更⁴に該当し、従って O 社は当該決定についてその採決前に事業評議会に助言権を行使させる機会を与えなければならなかったとの立場を取る。しかし、O 社はこれを不当に怠り、関係者の利益を十分に考慮していたのであれば合理的見地からして当該決定を採決することはできなかったはずである。E 氏の選任決議はまさに当該決定の結果としてもたらされたものであり、故に「O グループ内で勤務している者でなければならない」という条件を外した上で監査役を選任することで、これを取り消す必要があると主張する。
- 3.3 O 社は、「O 社の監査役に選任される人物は、O グループ内で勤務している者でなければならない」という決定を採決したことはなく、そのような条件も存在しないと反論する。また、O 社は、仮にそのような決定が採決されていたとしても、それは企業組織又は企業内の権限割当に関する重大な変更には該当しないため、事業評議会に助言権を行使させる機会を与える義務はないとも主張する。O 社は、事業評議会の保全申立てに対して異議を唱える。
- 3.4 当裁判所は次のように判断する。事業評議会は、「O 社の監査役に選任される人物は、O グループ内で勤務している者でなければならない」という決定を O 社がいつ、どのように決定、採決したのかを具体的に立証していない。その代わりに事業評議会は、そのような決定の存在は事業評議会が列挙した事実関係から演繹されなくてはならないと主張している。しかし、単にこれまで O 社の監査役に選任された人物が全て O グループ内で勤務する者であったという事実だけでもって、O 社が「O 社の監査役に選任される人物は、O グループ内で勤務している者でなければならない」という条件を設けていたと結論づけることはできない。
- また、O 社は、事業評議会がある監査役⁵の選任に対して異議を唱えたことは一度もなく、且つ D 氏が事業評議会の推薦権を考慮した上で選任されたと主張するが、事業評議会はこれらの O 社の主張と争っていない。すなわち「O 社の監査役に選任される人物は、O グループ内で勤務している者でなければならない」という条件を O 社が設けていたことは認められない。また、本件基準の文言及びその中で言及されているガラス製造に関する親和性及び経験は、監査役候補者を O グループ内で勤務している者に限定するものでもない。むしろ、そのような親和性及び経験は、O 社が審問時に主張したように、O グループ外でも本件基準を満たす人物を見つけることを可能にしている。さらに、過去に事業評議会により推薦された監査役候補者がガラス製造に関する親和性及び経験がないという理由で指名拒否されたという事実も、「O 社の監査役に選任される人物は、O グループ内で勤務している者でなければならない」という条件を O 社が設定したとことを意味するものではない。
- 3.5 (…)⁶ 事業評議会の申立てを棄却する⁴。

* * *

⁴ 本件においては、「監査役がグループに勤務しているものではない」という決議が、事業評議会に関する法律において、事業評議会に助言権が与えられている、「企業組織又は企業内の権限割当に関する重大な変更」であるかどうかの審議は行われませんでした。このような決議は「企業組織に関する重大な変更」であり、評議会には助言権があるとした判例があります (ECLI:NL:GHAMS:2016:2766)。